

訪問看護重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「東京都指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、「訪問看護ステーション利用契約書」（以下「利用契約」といいます。）の締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人フローレンス
代表者氏名	赤坂 緑
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4 階 03-6811-0905
法人設立年月日	2004 年 4 月 12 日

2 利用者に対して訪問看護サービスの提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ジャンヌ
介護保険指定 事業所番号	1360190076
事業所所在地	東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4 階
連絡先 相談担当者名	03-6811-0907 柳澤 優
事業所の通常の 事業の実施地域	23 区及び都内周辺

(2) 事業所の職員体制

管理者	柳澤 優
-----	------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名

看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者又はその保護者への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問看護サービスの実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその保護者に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその保護者に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、サービス関係者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 非常勤 10名以上
看護職員（看護師・准看護師）	1 訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 1名 非常勤 10名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0名 非常勤 0名

3 訪問看護サービスの内容及び費用について

(1) 訪問看護サービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、次の訪問看護を提供します。なお、事業者は、事業者の判断により訪問看護サービスの内容を変更することがあります。 1 全身状態の観察 2 バイタルチェック 3 吸引、吸入の処置 4 経管栄養の処置 5 在宅医療機器管理 6 与薬 7 摂食、排泄の管理 8 整容、入浴

(2) 職員の禁止行為

職員（「2 利用者に対して訪問看護サービスの提供を実施する事業所について」
「(2) 事業所の職員体制」に定める職員の総称をいい、以下同様とします。）の禁止行為は次に定めるとおりとします。

- 1 利用者に対する暴力等の虐待行為
- 2 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合を除きます。）
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供行為
- 4 利用者の家族（保護者を含み、以下同様とします。）の金銭、預貯金通帳、証書等の預かり
- 5 利用者の家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 6 利用者の居宅での飲酒、喫煙
- 7 その他利用者の家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 訪問看護サービスの利用料金等について

- 1 訪問看護サービスによって発生する医療費は、別紙のとおりです。但し、訪問看護サービスの利用料金（保護者の自己負担額）は、保険証の負担割合、公費により異なります。
- 2 職員の訪問に係る交通費は、事業所又は事業所が別途定めた地点から利用者の居宅までの往復実費を請求します。なお訪問看護サービスの他に特定非営利活動法人フローレンスが提供するサービスを併せて利用中の場合は、主たるサービスの交通費規定に準じます。

4 訪問看護サービスの提供に当たって

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの提供に先立って、健康保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
- (2) 事業者は、主治の医師の指示、利用者の心身の状況及び保護者の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又はその保護者にその内容を説明しますので、ご確認ください。
- (3) 事業者は、「訪問看護計画」に基づいて訪問看護サービスを提供します。なお、「訪問看護計画」は、利用者の心身の状況や保護者の意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 訪問看護サービスの提供に関する職員への具体的な指示や命令は、すべて事業者が行ないますが、実際のサービス提供に当たっては、利用者の心身の状況や保護者の意向に充分な配慮を行ないます。
- (5) 事業者は、利用者又はその保護者の同意を得た上で、利用者及びその保護者に関する情報提供書を自治体へ提出します。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	柳澤 優
-------------	------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 訪問看護サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族その他利用者を現に養護する者をいいます。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこ

れを市区町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及び利用者の家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び職員は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、訪問看護サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1 事業者は、利用者又はその保護者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いませぬ。 2 事業者は、利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含みます。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、保護者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は保護者の負担となります。）

7 緊急時の対応方法等について

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの提供中に利用者の状態が急変した場合やその他必要が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講ずるほか、利用者の家族が不在の場合は、保護者が事業者に予め届け出た緊急連絡先（以下「緊急連絡先」といいます。）へ速やかに連絡します。但し、事業者は、訪問看護サービス提供中の利用者の状態急変の予防、及び状態急変による心身の影響に対しては責任を負いません。
- (2) 緊急連絡先については、事業者が別途定めるインターネットサイト「じぶんページ」の「基本情報」より登録してください。緊急連絡先に関する登録内容の誤り又は変更の遅

滞若しくは懈怠等により利用者又は利用者の家族に生じた不利益について、事業者は責任を負いません。

(3) 次の 1 及び 2 は、利用者が気管切開カニューレ（以下「カニューレ」といいます。）を必要とする場合に適用されます。

- 1 訪問看護サービスの利用中に、カニューレの抜去等の緊急事態が発生した場合において、カニューレの再挿入対応が必要であると事業者又は職員（看護師資格を有する職員をいい、この(3)1 及び 2 において同様とします。）が判断したときは、保護者は、事業者に対し、職員をして利用者にカニューレの再挿入対応を行うことを、本書面をもって予め委託します。
- 2 1 の場合、保護者は、カニューレの再挿入対応に係る実技指導を受けていない職員がカニューレの再挿入対応を行う場合があることについて、本書面をもって予め同意します。

8 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの提供中に事故が発生した場合には、事業所が関係する区市町村に連絡する等必要な措置を講ずるほか、利用者の家族が不在の場合は、緊急連絡先へ速やかにご連絡します。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

9 賠償責任等について

- (1) 訪問看護サービスの提供に伴って事業者又は職員の責めに帰すべき事由により利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合、事業者は、事業者又は職員が加入している保険の範囲内で賠償します。なお、事業者が加入している保険は、次のとおりです。

	損害保険会社の名称	保険の種類及び名称	保険の概要
1	東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任保険 (超ビジネス保険)	身体 1 名につき 500,000 千円 1 事故につき 500,000 千円 財物 1 事故につき 500,000 千円
2	三井住友海上火災保険株式会社	傷害保険 (団体総合生活保障保険)	傷害死亡・後遺障害： 1 名あたり 3,000 千円 傷害入院保険金： 1 名あたり・日額 2,000 円 傷害通院保険金： 1 名あたり・日額 1,000 円

- (2) 利用者又は利用者の家族に上記 (1) の保険の対象外の損害が発生した場合において、当該損害が事業者又は職員の責めに帰すべき事由により発生したときは、事業者は、利用者又は利用者の家族に直接かつ現実に発生した通常の範囲内（逸失利益等の間接損害及び特別損害を除きます。）、かつ 100 万円を上限として賠償します。
- (3) 上記 (2) のうち損害賠償の上限額に係る部分は、事業者の故意又は重過失により発生した損害には適用されません。
- (4) 上記 (1) から (3) にかかわらず、訪問看護サービスの提供中に、利用者の状態急変、原因不明の事故その他の緊急事態が発生した場合において、事業者又は職員が当該事態の発生当時の状況に照らして適切な措置を講じたときは、事業者は何ら賠償責任を負いません。

10 身分証携行義務

職員は常に身分証を携行し、訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

事業者は、訪問看護サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 他の事業者との連携

事業者は、訪問看護サービスの提供に当たり、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者（以下併せて「他の事業者」といいます。）と密接な連携に努めます。

13 訪問看護サービス提供の記録

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、訪問看護サービス提供の記録を作成することとし、その記録を訪問看護サービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 事業者は、前項により作成したサービス提供の記録（訪問看護サービスの提供日、内容等）について、毎回の訪問看護サービスの提供終了時に利用者又はその保護者から文書により確認を受けます。また利用者又はその保護者の確認を受けた後は、その控えを利用者又はその保護者に交付します。
- (3) 利用者又はその保護者は、事業者の営業時間内にその事業所において、利用者に関する(1)の記録の閲覧及びその複写物の交付を請求することができます。なお、記録の閲覧及び複写に係る費用は、利用者又はその保護者の負担とします。

14 衛生管理等

- (1) 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	
説明者	

西暦

私は本書面により、これから提供を受ける訪問看護サービスの重要な事項について、事業者から説明を受けました。

〈保護者〉

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

利用者氏名 _____

訪問看護サービスの提供に当たり、保護者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4 階

事業者名 特定非営利活動法人フローレンス

代表者 代表理事 赤坂 緑

事業所名 訪問看護ステーション ジャンヌ

以上